

# 長崎市における戦後社会教育の展開

柳 田 泰 典

A Study of the Development of Social Education in Nagasaki City after The World War II

Yasunori YANAGIDA

## はじめに

教育基本法の改訂（平成18年）と社会教育法の改訂（平成20年）によって、戦後社会教育は大きな転換点を迎えている。社会教育活動は、これまでの国民が自ら「实际生活に即して」作り出し、国家や地方行政はそれを奨励するというものから、国家や地方行政が教育の目標を定め、その実現を国民に法的「努力義務」として課すものへ転換した。また、国は教育振興基本計画を定め、地方公共団体は国の計画を斟酌し地域の実情に応じた教育振興基本計画を定める（教育基本法第17条）としており、実行体制は極めて強力である。この大きな転換によって、我が国の社会教育と学校教育はどのように変容していくのか。そして、より根本的に「問う」なら、我が国の民主主義はどのように変容していくのか、発展していくのか、それとも後退していくのかということになる。

戦後民主主義の発展は、地方自治の発展、教育委員会の発展、社会教育の発展をめざすものであった。しかし現在、政治やメディアにおいて、それらは批判の対象にはなっても評価の対象になることは少ない。地道に営々と築き上げられてきた社会教育とは、何であり何であろうとしたのか、そこに焦点を絞り、転換点の意味を探っていく。

研究の対象は、長崎市教育委員会発行『教育要覧』の昭和27年版から平成23年版までである（ただし、昭和29年版と昭和31年版は未収集）。

## 第1章 長崎市における戦後社会教育の黎明と確立（戦後から昭和30年）

この期は、戦後社会教育の黎明（戦後から昭和23年頃）と戦後社会教育の確立（社会教育法の成立した昭和24年から昭和30年）の2つの時期に分けることができる。

### (1) 戦後社会教育の黎明（戦後から昭和23年頃）

昭和20年12月に衆議院議員選挙が公布され、昭和21年11月には新憲法が公布された。社会教育行政は、新しい選挙民（選挙権年齢が25歳から20歳に引き下げられ、婦人に初めて選挙権が与えられた）に対する公民啓発運動と新憲法の精神を国民一人ひとりに浸透させるために新憲法普及運動に取り組んだ。また、その後の社会教育の主な教育方法となる母親学級、社会学級、成人学校は、戦後民主主義の普及を目的に全国的に実施されたものである。

長崎市の戦後社会教育の大きな柱となっていく青少年の健全育成は、「青少年の不良化防止」「男女の不純な交遊問題」として全国的な問題になっていた。文部省次官通牒「青少年不良化防止について」（昭和 21 年 10 月）、社会教育局長通牒「純潔教育の実施について」（昭和 22 年 1 月）、衆参両院決議「青少年犯罪防止に関する決議」「青少年不良化防止に関する決議」（昭和 24 年）は、長崎市の青少年健全育成、青少年問題協議会を促進する契機となった。

この時期、勤労青年の社会教育は空白状態であった。全国的には、東北地方の農村で働く青年たちの自発的な学習活動が、青年学級として普及したが、長崎市では昭和 26 年の成人学校の開設、昭和 28 年の青年研修所の開設を待つことになる。

長崎市は、我が国におけるフォークダンス発祥の地と言われている。それは、連合軍総司令部長崎軍政府教育官のウィンフィールド・P・ニプロが、昭和 21 年に長崎市でフォークダンスを教え、社会教育活動や学校教育行事として全国的に普及したことによる。

この時期の資料は十分ではない。黎明期の状況を、長崎日日、長崎民友新聞の見出しから補完しておこう。

- ・長崎労働学校長に松尾哲男氏（昭和 22 年 1 月 18 日）。・民主日本再建へ 社会教育研究大会盛況（昭和 22 年 5 月 8 日）。「父母と先生の会」設けよ（昭和 22 年 5 月 8 日）。・公民館は是非必要～ニプロ教育官講演要旨（昭和 22 年 5 月 8 日）。・県民の利用を熱望～きのう CIE 図書館店開き（昭和 23 年 7 月 28 日）。

長崎労働学校は、文部省が昭和 22 年から実施した労働文化講座と関連したものであろうが、昭和 23 年には、労働省が行う「健全中立な労働組合運動」の発展を目指す労働者教育と、文部省が行う「公民教育の一環として社会の一員たる労働者が健全な社会人乃至公民として必要とする教養の向上、知識の涵養、人格と陶冶に資するもの」に分かれる。この後者の公民教育という性格（職能資格は取得できない）が、青年研修所を特徴づけている。社会教育研究大会は全国的に実施され、民主的な社会教育の発展を支える指導者の養成大会である。「父母と先生の会」とは、民主団体・社会教育関係団として PTA の発展が重視されていたためである。公民館の設置は、昭和 21 年 7 月の文部次官通牒「公民館の設置運営について」によって社会教育法の制定以前から設置が促進されていたのである。CIE 図書館は、アメリカの公共図書館をモデルに、開架式、無料貸し出し、レファレンス、児童サービス、巡回貸出しなどを行った（国内 23 都市に開設。長崎市は 11 番目となる）。

## (2) 戦後社会教育の確立（昭和 24 年から昭和 30 年）

戦後の社会教育の目的は、国家主義や体制翼賛を支えてきた網羅組織や地縁組織を解体し、自立した個人の育成、個人の自己実現を目指す目的集団の育成、一般行政から独立した社会教育行政の実現であった。その特徴は、国家の必要ではなく「自ら實際生活に即する文化的教養を高める」、また、行政は教化や指導ではなく「求めに応じ」「環境を醸成する」ものとし、それを支える専門職として社会教育主事が構想・配置されたのである。

戦後の社会教育は、社会教育法（昭和 24 年）、図書館法（昭和 25 年）、博物館法（昭和 26 年）によって実現されるものであった。しかし、長崎市の社会教育活動は、公民館活動を中心に展開され、図書館活動や博物館活動は不十分なまま推移した（本格的な長崎市立

図書館の設置は平成 20 年、長崎市歴史博物館の設置は平成 17 年である)。このように推移した要因は、「社会教育の定義」(社会教育法第 2 条)の「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう」の「組織的な」を「集団的な」と解釈したことにあつたのではないかと思われる。しかし、この「組織的な」は、個人と集団を含む体系的・組織的・制度的な教育活動を意味し、集団活動に限定されたものではない。

さて、長崎市の戦後社会教育は、昭和 24 年から昭和 30 年に確立される。長崎市の社会教育は、条例の制定、社会教育課の設置、公民館の設置、社会教育方針の明確化によって、その後の基礎を確立した。その特徴は、都市型公民館・地区公民館・町立公民館(町立とは自治公民館や町内公民館であり公民館類似施設を指す)体制の推進、公民館運営審議会委員と社会教育委員の兼任、社会教育の内容は「成人教育」「青少年の健全育成」「民主団体の育成」「社会体育」「視聴覚教育」を中心とするものである。

#### 1) 公民館の設置と公民館運営審議会委員

長崎市は公民館条例を制定し、市立公民館として長崎市坂本町公民館を設置、同時に公民館運営審議会を設置した(昭和 26 年 3 月 20 日)。また、長崎市社会教育委員に関する条例を制定した。この条例の第 3 条で、委員は本市公民館運営審議会の委員をもって充てるとし、社会教育委員と公民館運営審議会委員は兼務することになった。

この時期に設置された市立公民館は、後に中央公民館として移転する坂本町公民館、後に地区公民館となる 7 館が設置された。また、町立公民館(類似施設)は 37 館となった。都市型公民館としての中央公民館構想は当初からあり、地域や団体に縛られない個々人の要望に即した社会教育が模索されていた。

社会教育委員と公民館運営審議会委員の兼務、また、公民館運営審議会は長崎市で 1 つという体制は現在まで続いている。この兼務に法的な問題はないが、社会教育委員は、「社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する」(社教法第 17 条)、公民館運営審議会は、「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」(社教法第 29 条)となっており、兼務体制は、社会教育全体の推進への助言と公民館活動に対する助言とが混在することになる。

#### 2) 「成人教育」「青少年の健全育成」「民主団体の育成」「社会体育」「視聴覚教育」

成人教育は、社会学級(昭和 25 年)、成人学校(昭和 26 年)、青年研修所(昭和 28 年)として展開された。これらがめざした成人の教養の向上、目的集団や目的グループの育成、更に、PTA、婦人団体、青年団体の組織化などは民主化のために実施されたものである。

社会学級は、昭和 25 年から市立の小中学校に委託し開設された。開設学校数は、昭和 25 年 9 校(小学校 7 校、中学校 2 校)から始まり、昭和 30 年には 42 校となり、ほぼ全ての小・中学校で開設された。講座内容は、一般教養、家庭生活、芸能・レクリエーション、職業と広範囲にわたり、受講者の延べ人数は、昭和 25 年 2,864 名、ピークの昭和 30 年には 9 万 9,087 名となる。受講者の大半は、母親である主婦と記載されている。

長崎市成人学校は、昭和 26 年に長崎中学校に開設され、西日本随一と称された。この成人学校は、1 回が大体 6 週間、1 週 2 夜 12 日間で毎夜午後 6 時半から 9 時に行われ、科目

は、社会・手芸・書道・簿記・英語・珠算・謄写（昭和 26 年）、洋裁・書道・珠算・英語・手芸・簿記・ラジオ・謄写（昭和 28 年）である。昭和 27 年の開校状況から見ると、開校回数 4 回、入校生数 1,721 人（男性 1,048 人、女性 673 人）となり、職業教育と考えることができる。なお、昭和 27 年には、成人学校滑石分校が開設された（昭和 29 年からは滑石成人学校として独立）。

長崎市青年研修所は、昭和 28 年、梅香崎中学校（本校）、昭和 29 年には土井首中学校（分校）、丸尾中学校（分校）にも開設された。内容は、15 歳から 19 歳までの青少年のための生活指導と職業指導である。この青年研修所は、成人学校から未成年の教育を特に分離し開設された。授業は、1 週 3 日（月水金）の午後 6 時半から 9 時まで、1 ヶ年 35 週間、科目は必修科目として社会、国語、生活科目、選択科目として商業（簿記）、洋裁、謄写、書道であった。受講者の年齢構成（昭和 28 年本校）は、15 歳 35 名、16 歳 26 名、17 歳 44 名、18 歳 36 名、19 歳 22 名（合計 163 名 男 62 名 女 101 名）であった。

民主団体の育成は、旧町内会から民主的な団体としての自治会の結成、国防婦人会や愛国婦人会の解散と民主団体としての婦人会の結成、新しい青年団の結成（昭和 27 年 長崎市青年団連絡協議会が結成）、民主的な少年団の結成（ボーイスカウト、ガールスカウト、日本赤十字少年団、子ども会など）、旧保護者会から民主的な PTA の結成と運営、地域における社会教育の振興のためには生活協議会（地区協議会、中央協議会）が結成された（昭和 26 年）。

社会体育は、「市民のすべてが気安く誰でも」参加する、「素人だけの大会を数多く持つことが望ましい」という考えに基づき推進された。市民体育大会、レクリエーション大会、市民駅伝大会、教育長杯争奪地区対抗相撲大会などが開催され、民主的な運営のために講習会が頻繁に開かれたのもこの時期の特徴である（社会体育振興懇談会、職場体育講習会、主婦健民講習会、ラジオ体操指導者講習会、子供遊び場指導者養成講習会など）。

戦後の視聴覚教育は、CIE 映画（民間情報教育局）の巡回上映として始まった。GHQ は、民主化を推進するために 16 ミリ映写機（通称ナトコ映写機）、CIE 映画フィルム等を貸与し、受け入れ態勢を整えるために、都道府県立中央図書館内にフィルムライブラリー係を設置するよう指示した（文部次官通達「連合軍総司令部貸与の 16 耗発声映写機及び映画の受入れについて」昭和 23 年 10 月 23 日）。市町村段階に視聴覚ライブラリーがつくられるのは、昭和 28 年の社会教育局長通達「視聴覚教育の運営の当面の問題について」以降になる。長崎市の視聴覚教育は、第 1 回視聴覚教育技術講習会（16 ミリ映写機操作講習）を昭和 27 年から実施し、同年の巡回映画実績は 232 回である。昭和 28 年は、フィルムライブラリーの整備、映写技術講習会、フィルム・フォーラム、モデル映写会、映画研究会を努力事項としている。昭和 29 年の移動映写実績は、266 回、入場者数 8 万 4,760 人と記録されている。ここで上映された CIE 映画フィルム（昭和 27 年からはアメリカ文化情報局 USIS 映画フィルム）の内容は、平和への道（ダレスの演説）、タミーちゃんの日（米国の 7 歳の男の子の一日を紹介）、火の科学（燃焼を科学的に解説）、結核は直る（結核は早期発見と近代的な治療によって克服可能）、新しい村の学校（古い学校を新しい学校に作り替えていく経緯）、腰のまがる話（信州で生活改善に取り組む農協婦人部）など、アメリカの紹介、科学的な啓蒙、日本各地の民主化の事例が多い。

この時期、図書館条例が制定（昭和 28 年）され長崎市立永井図書館が設置された。また、



博物館は昭和 23 年に再開されたが、長崎市民の社会教育活動全般を支えるには極めて不十分であった（博物館は昭和 30 年、完成した国際文化会館に移転）。

## 第 2 章 民主的社会教育の追求と全市的な展開（昭和 31 年から昭和 47 年）

この期は、教育委員会制度が選挙制から任命制に変わり（昭和 31 年）、社会教育法が改訂された。これにより社会教育主事が市町村においても必置となり、また、社会教育主事の養成が、大学以外の教育機関でも可能となり専門性の低下が指摘された（昭和 34 年）。

長崎市の社会教育は、中央公民館の設置（昭和 31 年、木下町市役所別館の一部を得て設置。後の昭和 35 年には、別館全部を改装して拡充）。昭和 44 年の長崎国体「明日ひらく創造国体」を目指した競技施設の拡充とスポーツ振興、更に、昭和 44 年北公民館の開設、昭和 46 年東公民館の開設に象徴される公民館活動の全市的な展開が特徴となる。また、昭和 32 年から昭和 39 年には、長崎市独自の制度として、社会教育協力委員が設置される。この社会教育協力委員は、各町内単位で選出され、昭和 32 年 153 名、昭和 39 年 234 名である。任務は、地域の（町内）の社会教育活動を活発にするための方策について研究し、これの推進に努力する、教育委員会の行う社会教育事業の広報宣伝に協力するなど、任期は 2 年であった。

この期は、昭和 31 年から昭和 37 年の民主的社会教育の追求、昭和 38 年から昭和 43 年の青少年の育成とスポーツ振興、昭和 44 年から昭和 47 年の社会教育の全市的な展開の 3 つの時期に分けられる。

### (1) 社会教育の努力目標からみる 3 つの時期の特徴

昭和 31 年から昭和 37 年の社会教育は、民主主義という質の追求が中心であった。市民の教養を高める、話し合い学習に努める、生活合理化の精神を高める、それらを実現するために指導者の育成に努める、そして、家庭・近隣・職場・社会の人間関係を明るくする精神の普及に努めることが追求された。昭和 35 年からは、子供を守る運動をすすめるという目標が設定されるが、まだ中心的な課題にはなっていない。

昭和 38 年から昭和 43 年の社会教育は、青少年の健全育成とスポーツの振興が社会教育活動の中心となる。昭和 38 年の努力事項には、「すべての社会教育活動の目標をこの問題（青少年の健全育成）に統合し PTA、自治会、婦人団体、青年団などの民主団体が、この問題を活動の中にとり入れるよう勧奨する」とし、昭和 39 年から昭和 43 年の努力事項は、青少年の健全育成、スポーツの生活化・スポーツ技術の向上である。長崎国体の成功に向けスポーツ振興室（昭和 38 年から昭和 40 年）、体育課（昭和 41 年）が設置され、社会体育の振興、長崎市立体育館（諏訪体育館 昭和 40 年）、長崎市営競技場（昭和 43 年）などのスポーツ施設が整備されていった。

昭和 44 年から昭和 47 年の社会教育は、青少年の健全育成・成人教育の充実・公民館活動の推進・社会教育の全市的な推進を掲げている。北公民館の開設（昭和 44 年）、東公民館の開設（昭和 46 年）、更に、公民館の長期建設計画の策定と公民館を拠点とする社会教育の推進が提起され、長崎市の社会教育は全市的に拡大されていく。この時期はまた、生涯教育の模索も始まる。昭和 47 年の努力事項に、生涯教育の充実がうたわれ、社会体育には、

「幼児から老人まで、生活の中に簡易なスポーツやゲームをとり入れ、明るく、豊かな市民の育成につとめる」という目標が初めて入る。

### (2) 大型公民館、地区公民館、町立公民館（類似施設）の整備

長崎市の公民館及び類似施設（町立公民館）は、この期に整備された。その状況は、昭和 32 年、市立公民館 8（中央公民館、地区公民館 7）、町立公民館 48 から、昭和 46 年には、市立公民館 12（中央公民館、北公民館、東公民館、地区公民館 9）、町立公民館 144 への進展である。特徴としては、まず、地区公民館が整備され（昭和 38 年まで）、その後町立公民館（類似施設）が並行して大半の町内に整備された（昭和 43 年まで）。そして最後に、大型公民館として中央公民館、北公民館、東公民館、西公民館、南公民館という体制が整備された（昭和 44 年以降）。地区公民館の館長 1 名と主事 1 名は、小学校長、中学校長、支所長、支所職員の併任であるが、運営委員会を組織して地域性を生かし自主的な運営をしていると評されている。

### (3) 「成人教育」「青少年の健全育成」

この期の成人教育は、社会学級、婦人学級、家庭教育学級、成人学校などが実施された。この中で、婦人学校は文部省の委嘱事業として昭和 33 年から、家庭教育学級は文部省の補助事業として昭和 39 年から開設された。婦人学級や家庭教育学級は、継続的・計画的に集団学習の形態を定着、普及するよう企図され、特に婦人学級は自主的なグループ活動を含めて委嘱されている。こうして婦人の社会教育は、社会学級・婦人学級・家庭教育学級の 3 つで構成されたが、この期の終わり（昭和 47 年）に、社会学級は消滅していく。昭和 44 年の実績を見ると、社会学級 16 学級（ピークは昭和 32 年の 42 学級）、婦人学級 39 学級（市委託 33、文部省委嘱 5、ユネスコ委嘱 1）、家庭教育学級 17 学級（受講者 1,309 人、うち女性 1,248 人）となる。この期以降、婦人の社会教育は、婦人学級と家庭教育学級となり、社会学級は消滅する。

成人学校は、昭和 31 年から昭和 34 年までは長崎中学校を本校に、4～5 校の小学校を分校に実施された（分校となったのは、鮑ノ浦小学校、滑石小学校、佐古小学校、北大浦小学校、山里小学校、稲佐小学校、西町小学校、小島小学校、西城山小学校など）。そして、昭和 35 年からの成人学校は中央公民館と地区公民館を中心に実施され、昭和 45 年からは、中央公民館と北公民館の 2 館のみで実施される。成人学校と並行して成人大学が開校された。昭和 32 年に市民大学、昭和 33 年には成人大学として実施され、継続的に行われている。この成人大学（または成人大学講座）は、九州大学の教授陣を講師とした 6～8 回の講座である（民主教育協会九州支部との共催とも記されている）。

長崎市の青少年の健全育成は、こども会の育成、青少年健全育成対策、青年研修所による青年学級の 3 つである。この期、こども会の健全な発展のために、子供会指導者講習会、こども会幹部宿泊講習会、長崎市こども会大会、仲よしこども大会、こども会運営研究発表会が実施され、このような育成方法は以後継続して行われていく。昭和 35 年には、こども会の育成と非行対策を同時に行う「こどもを守る運動」が提唱され、昭和 37 年長崎市青少年問題協議会の設置（条例の設置）、昭和 41 年青少年健全育成対策要項の作成などが行われ非行対策に取り組むことになる。この対策は、昭和 46 年の中学校区青少年健全育成

協議会の結成へと続く。また、飽の浦地区留守家庭児童会（なかよし会）、伊良林地区留守家庭児童会（ゆうかり会）が開設され、新しい課題も生まれている（昭和42年）。

青少年教育のもう一つの柱は、青年研修所である。これは、梅香崎青年研修所（梅香崎中学校）と丸尾青年研修所（丸尾中学校及び西浦上中学校）から始まり、昭和35年には、梅香崎青年研修所（梅香崎中学校）と東部青年研修所（長崎中学校）、昭和37年には、梅香崎青年研修所（梅香崎中学校）と東部青年研修所（勝山小学校）で開所され、昭和46年には青年学級として改組された。青年学級は、勝山学級（勝山小学校）、梅香崎学級（梅香崎中学校）、東長崎学級（東公民館）、日吉青年教室（日吉青年の家）で開設されることになった。この期には、九州で三つ目となる市立青年の家として長崎市立日吉青年の家が開所し（昭和46年4月）、長崎市にとって初めての本格的な社会教育施設が誕生した。

#### （4）「社会体育」「視聴覚教育」

長崎市の社会体育は、市民スポーツの普及、レクリエーションの普及として始まった。昭和29年に市民駅伝、昭和30年には第1回市民体育祭が実施され、駅伝も含め多様な競技（ソフトボール、軟式野球、バドミントン、バスケットボール、卓球、柔道、バレーボール、陸上競技、市民駅伝）が小学校区の対抗試合として行われている。昭和34年の第5回市民体育祭では、ラジオ体操コンクール、市民ハイキングなども実施されている。昭和36年の第6回市民体育祭はレクリエーションと陸上競技のみとなり、他のスポーツは年間行事として分散するが、小学校区対抗という性格は続いていった。昭和38年のスポーツ振興室の設置、昭和41年の体育課の独立以降は、市民スポーツの振興とともに、スポーツ少年団の育成、各種選手の養成強化、職場体育の振興が課題として取り上げられるようになる。昭和44年の国体以降は、市民スポーツの振興、スポーツ少年団の結成、職場体育の振興を行っている。スポーツ少年団とは、春はバレーボール、夏はソフトボール、野外訓練、秋はハイキング、スポーツテスト、冬は持久走などを行うもので、特定のスポーツを目的とするものではなかった。

視聴覚教育は、視聴覚ライブラリーによって実施された（昭和32年以降）。この視聴覚ライブラリーは、昭和46年、小学校校長会が運営していた視聴覚センター（小学校フィルムライブラリー）を統合し、学校教育、社会教育双方の視聴覚教育を振興する長崎市視聴覚ライブラリーとなる（市民会館内）。

この期の視聴覚教育は、家庭フィルム・フォーラム、子供フィルム・フォーラム、公民館巡回フィルム・フォーラム、社会学級・婦人団体フィルム・フォーラム、青年団フィルム・フォーラムなどが中心である。上映回数（16ミリフィルム）のピークは、昭和33年の471回、総動員数は5万2,046人（フォーラム実施数は308回）である。その後徐々に減少し、昭和39年、上映回数373回、観覧総人数4万8,494人、昭和45年には、上映回数262回、総観覧人数1万5,975人となる。そして、長崎市の視聴覚教育は、昭和46年の長崎市視聴覚ライブラリーの設置によって、これまでの視聴覚教育による啓蒙と教育というものから、社会教育や学校教育における学習方法へと転換する。

### (5) 民主団体の育成

社会教育関係団体、民主団体としての PTA は、就学者のいる会員と教師会員が全員参加する組織として進展した。これは、任意参加であるアメリカの PTA とは違った特徴であるが、しかも、就学児のいない会員の参加もあった（昭和 43 年、会員 5 万 5,725 人中 495 人）。長崎市の PTA は、社会学級や家庭教育学級などの成人教育に取り組んできた。例えば昭和 44 年で見ると、社会学級 82 講座は、小学校 9 校、中学校 7 校の PTA で実施され（受講生 1,164 人、内女性 1,098 人）、家庭教育学級 146 講座は、小学校 14 校、中学校 2 校、幼稚園 1 園の PTA で実施されている（受講生 1,309 人 内女性 1,248 人）。

第 1 回長崎市 PTA 研究集会は昭和 33 年に実施され、PTA はどうあるべきか（PTA に於ける成人教育はどうあるべきか、父母と教師の関係はどうあるべきか、会費とその用途はどうあるべきか、望ましい組織運営はどうあるべきか）が検討され、このような模索は昭和 36 年まで続く。昭和 37 年以降の長崎市 PTA 研究集会では、家庭教育のあり方、校外補導、マスコミの害、非行対策、生活環境の浄化など健全育成が中心テーマとなる。そして、昭和 44 年以降は、家庭教育と地域における健全育成が掲げられ、ブロック（東部地区、南部地区、西部地区、北部地区）ごとの地区活動に取り組んでいく。

## 第 3 章 社会教育施設における学級・講座の推進と生涯教育の模索 (昭和 48 年から平成元年)

この期は、昭和 48 年から昭和 52 年、社会教育施設における学級・講座の推進と公民館図書室の開設、昭和 53 年から平成元年、生涯教育の模索と社会教育活動の拡大という 2 つの時期に分けることができる。

### (1) 社会教育施設における学級・講座の推進と公民館図書室の開設 (昭和 48 年から昭和 52 年)

長崎市における社会教育の拠点施設体制は、この時期に完成し、それぞれの施設は努力事項を共有するとともに特色ある活動の推進に努力している。また、これまで小学校、中学校、幼稚園等で実施されていた社会学級、成人学級等のほとんどは、大型公民館を中心に実施されることになる。公民館などの開設は、北公民館（昭和 44 年）、東公民館（昭和 46 年）、日吉青年の家（昭和 46 年）、西公民館（昭和 47 年）、昭和 48 年には、市民会館、中央公民館（市民会館に移設し開設）、市民体育館（市民会館に開設）、更に、南公民館、市民総合プール、市民アーチェリー場、昭和 49 年には、中央青年の家（市民会館に開設）、市民献刈プールがつけられている（滑石公民館は昭和 54 年）。大型公民館 5 館は、それぞれの館区の本館となり（本館並列主義）、地区公民館（10 館）とともに地区における社会教育活動を推進し特色ある活動をつくっていく。

大型公民館（5 館）に図書室を開設する公民館図書室整備事業はこの期に始まった（昭和 48 年からの 7 ヶ年計画）。その仕組みは、図書の計画購入・分類・配本を図書整備室（市民会館内に設置）で行い、大型公民館の図書室をサポートする、地区公民館には巡回文庫を設置する（昭和 50 年からは地区公民館の図書室も整備）、また、成人文庫や子ども文庫のグループをつくるなど、読書運動も活発になっていく。この公民館図書室の設置によっ



て、大型公民館は図書の整備と読書人口の増加に努めるなど図書館運動を担うことになる。この事業は、予定より一年遅れの昭和 55 年に完了し 5 万 5,000 冊の図書が整備され、昭和 56 年からは市民図書整備 5 ヶ年計画が蔵書 20 万冊を目標にスタートした。また、図書整備室は昭和 61 年に長崎市図書センターとなる。

## (2) 生涯教育の模索と社会教育活動の拡大（昭和 53 年から平成元年）

昭和 53 年から平成元年は、生涯教育の模索によって社会教育活動の対象や課題が拡大していく時期である。生涯教育とは、ユネスコによって国際的に提唱されたものであるが、当初は生涯にわたる教育と理解され、それまで成人教育、青少年教育を実施してきた我が国の社会教育にとっては高齢者教育を付け加えるくらいが対応であった（これが成人教育を中心としてきた欧米との違いである）。しかし、生涯教育とは、“life integrated education”であり、統合こそが必要という答申が相次ぎ（社会教育審議会答申 昭和 46 年など）、社会教育活動は生涯にわたる学習とともにさまざまな「統合」を模索することになる。昭和 53 年度の社会教育の基本方針は、「生涯教育を理念として、青少年の健全育成と成人の自主学習の助長につとめるとともに、差別のない人間関係を確立し、市民の連帯と協調による豊かな郷土づくりを目指す」と提起された。特徴的なことは、これまでの学習による自立や健全育成という社会権的な社会教育だけでなく、人権論（平等論、自由論）や市民による郷土づくり（「共に生きることを学ぶ（Learning to live together）」という視点の導入である。この基本方針を受け、昭和 53 年度の努力事項は、①家庭教育の推進、②青少年健全育成協議会活動の充実、③リーダーの育成と定着、④図書の整備と利用の拡大、⑤社会教育施設の整備拡充と機能の充実、⑥社会教育施設と各種関係団体との連携、⑦ボランティアの育成と活動の促進、⑧新しいコミュニティの形成、⑨市民参加の自主的活動の推進、⑩同和問題を正しく理解する学習機会の拡充となり、社会教育活動は対象及び課題を拡大していくことになる。

昭和 53 年以降における生涯教育の模索と社会教育活動の拡大は、平成元年頃まで続くが、昭和 58 年には、生涯教育体制として中央公民館がセンターとして位置付けられ各公民館に対する助言や指導を行うようになる。

## (3) 公民館における施設教育としての講座・学級

長崎市における大型公民館は、滑石公民館の開設（昭和 54 年）によって 6 館体制となる。また、地区公民館は、三重地区公民館（昭和 48 年）、戸石地区公民館（昭和 49 年）、福田地区公民館（昭和 49 年）、木鉢地区公民館（昭和 52 年）、小ヶ倉地区公民館（昭和 53 年）、土井首地区公民館（昭和 57 年）、大浦地区公民館（昭和 58 年）が新設され 12 館体制となった。さらに、町立公民館（類似施設）は 150 館（昭和 48 年）から 250 館（昭和 60 年）まで増加している。

長崎市の大型公民館は独立館ではなく、複合施設や併設施設として開設されている。中央公民館は、文化ホール、市民体育館、中央青年の家、心身障害者福祉センターとの併設、東公民館は、東長崎支所と消防署との併設、西公民館は、老人憩いの家「ひまわり荘」との併設、南公民館は、老人憩いの家「つばき荘」との併設、北公民館は、西浦上支所、北消防署との併設、滑石公民館は、滑石児童館との併設である。また、12 館となった地区公

民館も独立館は 4 館で、その他の 8 館は支所、消防署出張所、児童館との併設である。長崎市の公民館は、図書室の併設だけでなく支所、老人憩いの家、消防署、児童館などを併設し、そのことによって特徴ある公民館活動を行うことになる。

この期の社会教育活動は公民館を拠点に実施されることになる。また、大型公民館は、これまで行われてきた成人学校、成人講座、婦人学級、家庭教育学級、青年学級、高齢者学級などを実施するとともに、地域に根ざした特色ある活動に努力している。

中央公民館は地域に根ざすというより都市型公民館として、また、長崎市における社会教育のセンターとして役割を果たしていく。中央公民館は、学級や講座の高度化を図るとともに特別施設の活用（テレビや映画が利用できる視聴覚室、個別聴取ができる音楽鑑賞室）、市民文化ホール（ホール及び展示ホールなど）、市民体育館の活用による社会教育を実施していく。また、社会教育のセンターとして、時代のニーズを明確にするとともに、新しい課題に率先して取り組んでいる（昭和 52 年からの婦人ボランティア養成講座、昭和 61 年からの地域づくりのための講座など）。

中央公民館以外的大型公民館は、地域に根ざす特色ある社会教育を推進している。これらを昭和 62 年度の事業計画から見ると、東公民館は、定年予備大学と地域ボランティア、青少年健全育成をめざす地域指導者研修、母と子の読書グループ活動の指導と育成。西公民館は、「集まる」「学ぶ」「知る」「参加する」を実現するために、地域の特性を把握した公民館活動、情報機器（ビデオコーダー、映写機等）を利用した講座・研修会。南公民館は、ジュニアクラス講座（手作り工作やスポーツなど）、総合学習形式による高齢者教室、今年是一年生講座（新入学児をもつ母親）、留学生を講師とする講座、北公民館は、人権学習、社会奉仕活動、PTA と連携した家庭教育研究大会。滑石公民館は、青少年健全育成活動（七宝教室、子ども工作教室、野外自然観察等）、陶芸教室、人生講演会などである。

#### (4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成は、中学校区青少年育成協議会の活動、青年団体の育成、青年学級・青年教室の充実として取り組まれ、昭和 53 年には長崎県少年保護育成条例の制定、昭和 58 年には生涯教育の視点から青少年健全育成のための総合対策（「育てよう活力のある長崎の子」）が策定され、学校教育・社会教育・家庭教育の連携（学社連携）が模索される。

中学校区青少年育成協議会（昭和 46 年発足）とは、「地域住民の総意を結集して、中学校区単位地域住民が自主的に協力して、25 歳以下の青少年を対象に、健全育成、非行防止、事故防止、環境浄化などの活動を推進する」組織である。組織体制（昭和 48 年）は、こども会（518 団体）、子どもを守る会（536 団体）、小学校区子どもを守る会（39 団体）、中学校区青少年育成協議会（26 団体）である。中学校区青少年育成協議会は、昭和 56 年には小・中学校区青少年育成協議会となる。昭和 63 年には、中学校区青少年育成協議会（24 団体）、小学校区青少年育成協議会（15 団体）、こども会（625 団体）となり、長崎市全域を支えている。

青年団体の育成は、地域青年団、グループやサークルの組織化と育成、そして長崎市青年団体協議会（昭和 56 年発足）への加盟等を追求している。長崎市青年団体協議会発足後の昭和 57 年、長崎市には青年団、グループ・サークル、目的青年団体等が 109 団体（会員数 3,471 人）あり、長崎市青年団体協議会に加盟しているのは 94 団体（2,948 人）である。

しかし、平成元年には、団体数 73（会員数 2,961 人）、加盟団体 66（会員数 1,717 人）へと減少している。平成元年の加盟団体は、中央青年の家登録サークル連絡協議会（21 団体）、長崎県青少年センター登録団体連絡会（18 団体）、ながしん杉の子会（7 団体）、青年赤十字奉仕団、朝霧会（農業青年）、矢上青年団（8 団体）、福田地区連合青年団（6 団体）、日吉青年団、神の島北部青年団、八幡町青年団、日見地区青年団となっている。

青年学級・青年教室は、中央青年の家（昭和 49 年開設、都市型青年の家）及び日吉青年の家（昭和 46 年開設、宿泊型青年の家）を中心に実施されるようになり、中央青年の家は学級や講座（洋裁、手話、料理、ペン習字、セミナー等やサークル活動）を行い、日吉青年の家では研修（野外活動、体験活動、レクリエーション研修など）を行うという展開となる。利用状況を昭和 53 年度と昭和 63 年度で比べると、中央青年の家は、総利用者数 4 万 7,071 名から 2 万 8,002 名へ、日吉青年の家は、宿泊研修者延人数 1 万 2,605 人から 9,825 人と減少傾向となっている。

#### **(5) 社会体育と視聴覚教育**

長崎市の社会体育は、「ひとり 1 スポーツ」「市民 1 スポーツ」「いつでも、どこでも、誰でもできるスポーツ活動の普及」を目指し、施設の充実とスポーツ人口の拡充に努力してきた。この期の特徴を昭和 60 年で見ると、指導者育成（社会体育指導者講習会、スポーツ少年団リーダー研修会など）、スポーツ普及のための事業（職場体育巡回指導、地域体育巡回指導、ラジオ体操指導者講習会など）、スポーツクラブの育成（スポーツ少年団の結成、地域のクラブ育成、職域のクラブ育成など）、スポーツ施設の活用（運動場開放校 21 校、体育館開放校 26 校、プール開放校 49 校など）、スポーツ教室の実施（婦人バドミントン教室、高齢者の健康教室、バドミントン教室、卓球教室）、水泳教室の実施（市民総合プール、市民木鉢プール）、市民ハイキング、市民体育祭、新春市民駅伝大会、市民夏季バレーボール大会、ペレ杯サッカー大会、市民ソフトボール大会、市民軟式野球大会、青年体育大会などの実施となっている。昭和 63 年には、長崎市スポーツ推進審議会条例が制定されている。

長崎市の視聴覚教育は、視聴覚ライブラリーによる映画フィルムの貸出しによるものから脱皮していく。昭和 49 年には、中央公民館等の大型公民館にカラーテレビ、ビデオテープコーダーが設置され（昭和 50 年には青年の家）、昭和 55 年には、学校における全ての学級にカラーテレビを配置し、また、全ての小学校に 16 ミリ映写機を配置した（昭和 56 年から中学校への配置を開始）。こうして、視聴覚教育は、社会教育施設や小学校、中学校における学習方法として進展していくことになる。

#### **(6) 民主団体の育成**

長崎市の PTA 活動は、家庭教育の充実、児童生徒の健全育成に力点を置き、それらを地域で実践する方向を目指していく。昭和 47 年の研究集会には地区別という名称が入れられ第 14 回長崎市 PTA 地区別研究集会とし、中央・東・西・北の 4 ブロックに分けそれぞれの地区の大型公民館で実施されている。この方向は継続され、昭和 63 年度の PTA 活動の 2 本柱は、家庭教育の充実と地区 PTA の育成である。事業としては、学級委員研修会、PTA 家庭教育学級、母親部会委託研究発表会、校外補導部・地区 PTA 研修会、家庭教育

研修会・講演会が実施されている。

#### 第 4 章 生涯学習の進展と社会教育の変容

長崎市の社会教育は、「生涯教育の進展と社会教育の変容」がこの期（平成元年から平成 23 年まで）の特徴となる。生涯学習の振興が長崎市の教育方針となり（平成 4 年）、長崎市生涯学習基本計画が策定（平成 15 年）された。ふれあいセンターは教育委員会から福祉部へ移管（平成 8 年）され、青少年課は市民局こども部へ移管（平成 18 年）され、社会教育は総合行政となっていった。これらは、生涯学習振興法（平成 2 年）、地方分権一括法（平成 11 年）、教育基本法の改訂（平成 18 年）、社会教育法の改訂（平成 20 年）に対応したものである。

この期の長崎市の社会教育は、平成元年から平成 14 年、生涯学習の進展と社会教育施設の拡充、平成 15 年から平成 23 年、総合行政化と社会教育の変容の 2 つの時期に分けることができる。

##### (1) 戦後社会教育の再考と生涯学習の課題

臨時教育審議会最終答申（昭和 62 年）と生涯学習振興法（平成 2 年）を契機として、日本は生涯学習時代・生涯学習社会に入った。生涯学習は総合行政として進められ、社会教育は変容し、その意味、機能、役割を改めて問われることになる。

長崎市における今後の生涯学習を考えるためには、これまでの社会教育活動について再考しておく必要がある。

戦後の社会教育は、「青少年及び成人」を対象に行われており、生涯学習＝ライフサイクルに即した継続教育として発展させるためには対象の部分的な拡大によって可能であった（欧米の成人教育とは違う）。また、共同学習や相互教育を発展させ、地域づくりに寄与してきたことも、欧米成人教育の自己責任、自己教育とは違う特徴である。しかし、生涯学習を進めるためには、いくつかの課題を抱えている。一つは、縦割り行政の問題である。「勤労の場所」での教育（企業内教育など）は、通産省が所管し、「生活の場」での教育（保健活動など）は厚生省が所管しそれらは社会教育（文部省）から除外される傾向があった。例えば、青年研修所が技能資格を与えられなかったなどである。二つは、「實際生活に即する文化的教養を高める」（社会教育法第 3 条）ことが十分実現できなかったことである。公的社会教育が「教養主義」と批判され、スポーツ振興に偏っていると批判されたのは、高度成長期であった。生活課題と教養形成の結合は依然として課題である。三つは、社会教育の定義（社会教育法第 2 条）にある「組織的な教育活動」が相互教育や集団的活動に偏ってしまったことである。社会教育における「組織的な教育活動」は、講座や研修会などの定型教育、自主学習グループや NPO などの不定型教育、図書館や博物館などの非定型教育の全体による教育活動を指すが、不定型教育、非定型教育は不十分なまま推移しており、更に、3 つの教育の総合的な発展も不十分なままである。

生涯学習時代・生涯学習社会は、戦後の社会教育の課題を改善するとともに、今日的な課題であるエンパワーメント＝主体形成に取り組むことが求められている。生涯学習は、継続教育であるとともに主体形成を支え促進するものとして提起されているからである。



国際的な動向は生涯学習とともに、「子どもの権利条約」（平成元年）、障害者の人格を尊重する「包括的教育」の提起（サマランカ宣言 平成6年）、女性のエンパワーメント活動の強調（北京女性会議 平成7年）などを行い、子ども、障害者、女性、更には高齢者など全ての市民の人格権を認め、彼らの主体形成を発展させるものとして生涯学習を提起しているのである。

生涯学習は社会教育によって発展するものである。社会教育のない生涯学習は、自己責任、個人学習に陥り、地域づくりや自治づくりにはならないであろう。また、地方行政は生涯学習と結合し市民の自治力を高めることが求められている。総合行政とは、社会教育を総合行政に拡散することではなく、あらゆる行政活動に生涯学習とそれを支える社会教育を結合させることである。そして、社会教育には行政とは相対的に独立した教育活動も求められているのである。

## （2）生涯学習の進展と社会教育施設の拡充（平成元年から平成14年）

この時期、生涯学習は社会教育の方針から長崎市の教育方針になり、長崎市生涯学習基本方針が策定され、社会教育が総合行政になるまでの期間である。また、社会教育課（指導係と青少年係）が生涯学習課と青少年課になった（平成12年）。

生涯教育を柱とする教育方針は平成4年に策定され、以降平成23年まで変わっていない。その内容は、「長崎市教育委員会は、生涯学習の振興を目指し、学校・家庭・地域社会が連携を保ちながら、一体となってそれぞれの教育機能を十分発揮するよう努め、もって教育基本法に明示された教育の目的の達成を期する。特に、長崎市の地域的特性と社会的要請にかんがみ、相互信頼と平和希求の精神に満ち、国際性に富む市民の育成に努める」となっている。これを受け社会教育の努力事項が作られているが、これは平成15年までほぼ変わっていない。その内容は、①青少年の健全育成活動の充実と指導者の養成、②家庭、地域の教育力の醸成と教育環境の整備、③青少年の社会参加の促進、④市民の学習要求に応じる機会と場の充実、⑤地域の特性を生かした社会教育活動の推進、⑥生涯学習の啓発と関係機関・団体との連携、協力、⑦平和、人権に関する啓発活動の拡充、⑧同和教育事業の推進である。

新しい取り組みとしては、生涯学習体系への移行による開かれた学校を目指す「学校（学習）開放事業」（平成元年）、地域の中で青少年の健全育成を図り、青少年の社会参加活動を促進する「平成の寺子屋」推進事業（平成5年）、長崎市長寿社会対策協議会指針の策定（平成3年）、図書オンラインシステムの推進（昭和63年から年次進行）、「地域・学校交流センター」（諏訪小学校）の供用開始（平成12年）がある。その後、「地域・学校交流センター」は、桜町小学校にも設置される（平成16年）。

この時期、社会教育施設の拡充も行われ、生涯学習の「いつでも、どこでも、誰でも」の実現が目指されていく。平成2年には、晴海台地区公民館、野母崎文化センター、琴海文化センターが設置され、平成7年には、琴海南部文化センターが設置された（平成3年には、北公民館がチトセピアビルへ移転している）。公民館とほぼ同じ機能を持つ地区ふれあいセンターも拡充された。緑ヶ丘地区ふれあいセンター（平成元年）、戸町地区ふれあいセンター（平成2年）、滑石地区ふれあいセンター（平成3年）、仁田・佐古地区ふれあいセンター（平成5年）、三川地区ふれあいセンター（平成6年）などである。また、長崎

市民小ヶ倉プール（平成2年）、長崎市深堀体育館（平成5年）、長崎市民網場プール（平成10年）も設置されている。長崎市科学館は平成9年の設置である。

### （3）総合行政化と社会教育の変容（平成15年から平成23年）

長崎市生涯学習基本計画が策定され（平成15年）長崎市は本格的な生涯学習時代となった。これを受け生涯学習の基本方針は、「市民一人一人が『いきいき、たのしく、すこやかに生きる生涯学習社会の創造』をめざして、長崎市生涯学習基本計画に基づき、市民の学習意欲を高め、自発的な学習活動を支援するための施策を推進する。そのため、総合施策としての市政全般にわたる事業の調整を行う。また、公民館などの社会教育施設を活用して、社会教育の充実と家庭教育の支援に努める」こととなった。生涯学習は市政全般で行う総合施策となり、社会教育は生涯学習の一部と位置付けられ公民館は活用施設となったのである。

生涯学習の主要施策は平成18年に確立している。それらは、①生涯学習推進体制の確立、②生涯学習の基礎を培う学校教育の支援、③豊かな心をはぐくむ家庭教育の支援、④学習情報の提供、⑤学習機会の充実、⑥学習プログラムの充実、⑦施設の充実とネットワーク化、⑧民間教育事業者との連携の強化、⑨地域に開かれた学校づくり、⑩学習成果の評価・還元である。この特徴は、学校教育の支援、家庭教育の支援と、市民一人ひとりのニーズに対応した学習情報の充実や学習機会の保障である。また、長崎市の生涯学習は4つの重点学習領域を決め、公民館などでの学習機会の充実に努めている。4つの重点学習領域とは、現代的課題（人権、平和、環境、福祉、国際理解、男女共同参画社会、ITなど13項目）、ボランティア（福祉、環境、観光、平和、通訳、図書など15項目）、長崎学（歴史、人物、祭り・伝統行事、食文化など10項目）、健康づくり（市民参加型イベント、スポーツ教室、スポーツ拠点整備、レクリエーション振興など11項目）である。

生涯学習が総合行政となることによって、教育委員会の青少年課の主要な業務は市民局こども部へと移管された（平成18年）。こども部は、子どもに関する施策を総合的に実施するために新設され、青少年課の業務の青少年育成協議会、子どもを守るネットワークなどの少年に関する業務が移管され、PTAに関する業務と青年教育に関する業務は生涯学習課が所管することになった（青少年課は廃止）。その後、文化に関する事務の一部が市長部局に移管（平成20年）、スポーツに関する事務が市長部局に移管（平成21年）され、生涯学習の総合行政化が進むことになる。

この時期には、長崎市体験活動ボランティア活動支援センター（平成14年）、長崎歴史文化博物館（平成17年）、長崎市立図書館（平成20年）が設置され長崎市の生涯学習体制は本格的な可能性を確立することになる。

### （4）生涯学習社会における公民館活動、青少年の健全育成、スポーツ振興

長崎市の公民館は、優良公民館として幾度も文部大臣表彰や文部科学大臣表彰を受けてきた（中央公民館は昭和53年、平成10年、平成18年。東公民館は平成4年、平成14年。西公民館は平成7年。南公民館は昭和58年、平成17年。北公民館は昭和48年、平成12年。滑石公民館は昭和56年、平成15年。なお、西公民館は平成21年に長崎市「緑のカーテンコンテスト」で事業所部門の最優秀賞を受賞している）。しかし、この6つの公民館の

学級・講座・研修会への参加人数は、平成15・16年をピークに大幅に減少し始めている。6つの公民館における学級等における延べ参加人数の合計を平成15・16年の平均と平成21・22年の平均で比べると、その減少率は33%である(55,673人から37,594人へ)。減少の要因は複雑であるが、女性講座や高齢者講座の消滅や減少、そして家庭教育(親子関係や子育て)や小・中学生対象の教室(夏休み子ども教室等)が拡大していることから考えると、教育基本法第13条の具体化の影響と思われる。

青少年の健全育成は市民局子ども部が実施することになった(平成18年)。子ども部は、平成17年に組織された「子どもを守るネットワーク」による地域パトロールの実施と支援、また、「放課後子ども教室推進事業」を受け、「『小学校区子どもプラン』に関する提言～未来を拓く『ながさきっ子』を育てるために～」(平成19年)を策定し、「人材養成セミナーキラキラ“地域子ども塾”」(平成20年)を発足させた。子ども会の活性化をめざす「子どもゆめフェスティバル」は、平成19年からの実施である。

スポーツ振興は、市民生活部スポーツ振興課が実施することになった(平成21年)。スポーツ振興は、「長崎市スポーツ振興計画」(平成16年)に基づいて実施され、その目標は、「市民の誰もが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力、年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」である。新しい課題として、総合型地域スポーツクラブの設立が追求され、平成17年からは、そのための講習会や研修会が実施されている。

この期の特徴は、社会教育が総合行政として実施されるようになったことであるが、それを支える長崎市の社会教育主事(社会教育主事補を含む)の役割は後退している(職名職種)。しかも、その人数の減少は、16名(平成14年)から6名(平成22年)という大幅なものである。今後の課題ではあるが、「生涯学習社会、総合行政、社会教育主事」の関係、更には、「地方自治、住民参画、主体形成(エンパワーメント)、社会教育主事」の関係が再考されなければならないだろう。

## まとめ

長崎市における戦後の社会教育は、何であり何であろうとしたのであろうか。第1に、社会学級、成人学校、婦人学級、家庭教育学級、青年研修所など全国的な課題に取組むとともに、長崎市独自の活動として、青少年の健全育成と社会体育(市民1スポーツ)に大きな重点を置いてきたことである(健全育成・社会体育中心)。第2に、社会教育活動は公民館を中心に行われ、図書館や博物館などの設置がきわめて不十分だったこと。公民館は、大型公民館、地区公民館、町立公民館、更に、ふれあいセンターが整備され、社会教育活動はそこを中心に展開された。しかし、図書館や博物館などによる非定型教育、更に、自主学习グループやNPOなどの不定型教育は十分発展できず、現段階の課題となっている(公民館中心)。第3に、生涯学習社会という新しい段階にもかかわらず社会教育が後退しつつあること。生涯学習とは、生涯に渡ってという継続性、いつでも・どこでも・誰でもという機会の均等、更に、エンパワーメント=主体形成の発展をめざすものであり、そのためには社会教育の発展が不可欠なのである。しかし現在、社会教育行政の総合行政化によって社会教育は後退しつつある(社会教育の後退)。